

議案第 5 3 号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 3 号大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の 2 ページをお願いします。

改正理由についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、栄養士法が改正され、これまで、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、令和 7 年 4 月 1 日からは、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となります。

これに伴い、国が定める、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことにより、市条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容は、指定障害者支援施設等に配置すべき職員のうち「栄養士」について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても要件を満たすことができるよう、国の基準と同様に、「栄養士又は管理栄養士」に改正するものであります。

3 ページをお願いします。

改正箇所については記載のとおりとなります。

また、施行期日は、令和7年4月1日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。